

平成30年度第3回旭川市子ども・子育て審議会  
放課後児童健全育成事業専門部会

- 日 時 平成30年12月7日（金）午後6時30分～午後7時30分
- 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 出席委員 石ヶ森委員，上原委員，片桐委員，佐藤（貴）委員，佐藤（洋）委員，  
宮嶋委員（五十音順）
- 事務局 子育て支援部  
こども育成課 金課長，門脇主幹  
こども事業係 工藤補佐，今田主査，山川
- 傍聴者 0名
- 議事概要

【議事】

（1）審議事項

「放課後児童クラブの民間委託の検討に関する答申案について」

※事務局から、「放課後児童クラブの民間委託の検討について（答申案）に基づき説明。

（部会長）	附帯意見の1について
（委員）	3月に実施予定の部会で議論する民間委託に係る条件設定が重要であると思うので，そのような趣旨の文言を入れていただきたい。
（委員）	「公設民営の方向性の見直し」について，状況によっては公設公営のままということがあるのであれば，公設民営ありきと捉えられるような表現ではなく，「民間委託を進めることについて，その方向性の見直し」というような表現に修正していただきたい。
（部会長）	附帯意見の2について
（委員）	答申案には直接記載しなくて良いが，利用児童への意見聴取の際には，民間委託についてどう思うかという内容ではなく，どういった活動をしたのかといった内容を聞いていただきたい。
（委員）	子どもに対する意見聴取は，小学校の児童に対してだけか。
（委員）	放課後児童クラブを利用している児童はイメージが湧きやすいが，まだ利用していない子どもは，なかなか答えづらいのではないかとも思う。利用を予定している就学前の子どもに対しても聞いた方が良いものなのか。
（委員）	これからの利用者であることは間違いないので，大人の側でわかりやすいように工夫しながら意見聴取をする必要があると思う。
（委員）	「丁寧な説明と意見聴取を行うとともに，不安が生じた中で運営を開始することがなく取組を効果的に進められるよう」に修正していただきたい。
（部会長）	附帯意見の3について
（委員）	「民間委託を行う場合には事業開始までの準備期間においても」となっているが，公設公営であっても公設民営であっても支援員の質を確保することが重要であるので，そこに限定する必要はないと考える。

(事務局)	第2回の本部会において、準備期間での研修機会の確保や指導体制の充実について議論があったので、そういった趣旨で答申案を作成したが、それ以外の部分でも質の確保についての取組は必要であると考えているので、修正する。
(部会長)	全体を通して
(委員)	今は支援員の執務要領を市が作成しているが、民間委託が導入された場合は誰が作成することになるのか。
(事務局)	民間事業者が雇用主となるので、執務要領等についても民間事業者が作成することとなる。
(委員)	複数の事業者が受託する場合は、事業者によってばらつきが出る可能性はある。ブロックによって条件が異なると、条件が良いブロックでの雇用を求めることが想定されるが、その辺りはどのように対応するのか。
(事務局)	放課後児童クラブを利用している児童と支援員の関係もあるので、基本的には、民間委託導入前に勤務している放課後児童クラブで引き続き勤務できるようにしたいと考えている。
(委員)	民間委託を導入するためには、支援員の理解を得る必要があり、処遇向上と支援員の質の確保という部分で、どのように折り合いをつけるかというのは難しい部分があると思う。
(事務局)	民間事業者が決まった段階で、支援員と民間事業者で面接等を行うこととなると思うが、民間事業者を選定する段階で、雇用条件等も提案してもらうことを想定しており、その中で、同等以上の処遇となっているのかを確認したい。
(委員)	一般的には処遇の向上と聞くと、給与が増額となることを想像すると思うが、週29時間の勤務時間の制限がなくなることだけでも、処遇の向上と捉えているのか。
(事務局)	給与面での向上だけではなく、勤務時間の制限がなくなることや現状では1年の雇用期間が長くなることも想定している。
(部会長)	それでは、答申の表現など文言等については、部会長に一任し、事務局と調整し、委員の皆様に答申書を送付する。その上で、本部会での審議内容等について、12月21日(金)の子ども・子育て審議会で報告することとする。